

個人輸入する際に予め医師の処方せんや指示を要する医薬品等として、医師や薬剤師等の専門家が関与せずに使用した場合に健康被害や乱用につながるおそれが高い医薬品等を指定することについて

平成27年11月30日付け薬生発1130第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について」の別添の一部を以下の改正趣旨のとおり改正する。

※ 根拠法令：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）

#### 改正趣旨

海外からの入国者が国内滞在中の自己の治療のために携帯して個人輸入する場合を除き、個人が自己に使用するために輸入する当たっては、予め医師の処方せんや指示を受けて、厚生労働省地方厚生局において証明書の交付を受けることを要するものとして、以下の成分を含む医薬品等の製品を指定する。

和名	英名
ピラセタム	Piracetam
アニラセタム	Aniracetam
エチラセタム	Etiracetam
レベチラセタム	Levetiracetam
ネフィラセタム	Nefiracetam
オキシラセタム	Oxiracetam
プラミラセタム	Pramiracetam
アトモキセチン	Atomoxetine
イデベノン	Idebenone
シチコリン	Citicoline
ジヒドロエルゴトキシンメシル酸塩	Dihydroergotoxine Mesilate
ニセルゴリン	Nicergoline
ニモジピン	Nimodipine
ビンポセチン	Vinpocetine
プロプラノロール塩酸塩	Propranolol Hydrochloride
アテノロール	Atenolol

ブロモクリプトチンメシル酸塩	Bromocriptine Mesilate
フロセミド	Furosemide
チアネプチン	Tianeptine
ソマトロピン（遺伝子組換え）	Somatropin（Genetical Recombination）
デスモプレシン酢酸塩水和物	Desmopressin Acetate Hydrate
タンニン酸バソプレシン	Vasopressin Tannate
アドラフィニル	Adrafinil
ナドロール	Nadolol
プロカイン塩酸塩（ただし、外用剤を除く。）	Procaine Hydrochloride
デヒドロエピアンドロステロン	Dehydroepiandrosterone（略称：DHEA）
プレグネノロン	Pregnenolone